

始



317  
30a



10766

## 序

本稿は昭和二十三年四月二十五日東京地方裁判所會議室に於て國家地方警察本部刑事部長武藤文雄氏が『新警察の機構と運營』と題して講演された要旨を筆記したものである。執務の参考として同氏の御諒解を得て印刷配布することとした。

尙本資料は東京地方裁判所經濟事務室の提供に係るものである。

別和二十三年六月

最高裁判所事務局刑事部

目 次

- 一、新警察の機構と運営 ..... 一  
二、警察關係法規 ..... 二七

## 新警察の機構と運営

新しい警察の機構は先年米國の警察調査團が我國の警察の實情を視察してG H Qに報告書を提出し、それを基礎として制度が樹てられたもので、從來の大陸式警察からアメリカ式警察に改められたどころに劃期的なものがあるのである。

新しい警察の特色としては、まづ第一に、警察の仕事の範圍が局限されたことであつて、從來助長行政である衛生や建築等にまでタツチしていたのを純化して、公共の秩序の維持、生命身體及び財産の保護、犯罪の豫防及び鎮壓、犯罪の搜查及び被疑者の逮捕、交通の取締、逮捕狀、勾留狀の執行その他の裁判所、裁判官又は検察官の命ずる事務で法律をもつて定めるもの等仕事の範圍を判然と定め警察に必要なものだけを残した。

次に、第二に地方分權の精神に則つて從來の如く内務大臣の一元的指揮を受けることがなく、その運営は公安委員會制度を設けてこれによることとした。そして國家地方警察と自治體警察の二本建てとされたのである。後者即ち自治體警察は市及び人口五千以上の市街的町村に設けられ、これがすべてその區域内に於て警察の責に任ずるのであつて、それ以外の町村の區域における警察の責任と通信、鑑識、犯罪統計等に關する若干の事項が國家地方警察の任務である。自治體警察には市町村長が任命する三名の委員から成る市町村公安委員會があり、運營管理（警察の執行に係るもの）と行政管理（警察職員の人事及び警察の組織並びに豫算に關する一切の事項に係るもの）を行ふのである。

警察の執行機關としては警察長が執行に當るが、この自治體警察と國家地方警察との關係は全く平等對立なので、

國家地方警察は一指もこれに觸れることが出来ない。

費用も地方財政確立後は自治體警察で賄うことになる。かかる自治體の數は全國で一、六〇四ある。東京は特別區を一つにして特別區の警察を置くこととされ警視廳は二十三區を管轄する自治體警察ということになり、八王子などは別の自治體警察ということになる。

國家地方警察の本部は東京にあり、五名の國家公安委員が總理大臣より任命され、行政管理のみをなし、運營管理は出來ないこととなつてゐる。この點が自治體公安委員會と異なる點である。そして府縣には知事が任命する三名の公安委員から成る公安委員會があつて、これが國家地方警察の運營管理にあたるのである。今回の制度で公安委員會制度が採用されたのは、公安委員會が政治力の警察に侵入するのを防ぐため民衆と警察との緩衝機關としての使命を有するのであつて、公安委員會は警察の意思決定機關であり、その執行機關は警察隊であるということになるのである。

第三の特色は、國家非常事態の特別措置についてである。新制度は國家警察と自治體警察とが平等相互に對立しつゝも各警察がそれぞれ治安維持の任務を果すことを期待してゐるのであるが、天災事變或いは暴動騒擾等の不祥事態の發生の場合、かゝる普通の手段を以てしては國家の秩序、治安が維持出來ない場合が起り得ることも當然考慮に入られられねばならない。かかる考慮に基いて警察法は第七章に規定を設け内閣總理大臣が治安の維持のため特に必要があると認める場合、國家公安委員會の勧告に基いて全國又は一部の區域に國家非常事態の布告を發することとしているのである。

國家非常事態の布告は斯様に國家の重大な治安を維持する己むを得ぬ手段として自治體警察の權限を侵す異例の措置であるから、内閣總理大臣は布告を爲した日から二十日以内に國家の承認を得なければならないとされている。

ここで警察の機構について觸れて見たい。自治體警察では、公安委員會の下に警察長があり、これが警察の執行の責任者であつて、その下に部、課、署が設けられている。國家地方警察については、中央の國家公安委員會の下に國家地方警察本部があり、本部長官、次長の下に總務、警務、刑事、警備の四部があり、十三課に分れている。なほその他に警察大學校、科學搜査研究所が附置されている。更に全國を六警察管區に分ち、札幌、仙臺、東京、大阪、廣島、福岡に設けられ、管區本部長が管内の都道府縣國家地方警察の行政的調整及びその均齊を圖ることになつてゐる。各都道府縣には各公安委員會の下に警察隊長があり管内の警察の運營に當つており、部課及警察署を指揮し第一線の仕事に當つてゐる譯である。現在自治體警察の警察署數は一、七四四派出所數三、六一三駐在所數三、四二三、國家警察は警察署數七〇七、派出所數九九三、駐在所數一〇、四八〇となつてゐる。

次に新制度の下において、國家警察と自治體警察相互の實際の警察活動を如何に運營するかについて一言すれば、警察法第五十四條により自治體警察は國家地方警察の運營管理又は行政管理に服することはないが、これらの警察は相互に協力する義務を負うと定められており、第五十五條には國家地方警察の警察官は市町村公安委員會から援助の要求があつた場合は、當該市町村の區域において援助の要求をした市町村公安委員會の運營管理の下にその職權を行うことが出来るとしている。この反対の場合、即ち國家警察が自治體警察に應援することは規定がないから出来ないし、又自治體警察相互間もこれが出来ない。さらに國家警察が自治體警察に應援することは規定がない五十八條では國家地方警察と自治體警察管轄區域内に行われた犯罪行爲又はその管轄區域内に始まり、若くはその管轄區域内に及んだ犯罪行爲の個々の場合についてその搜査又は被疑者の逮捕のためその管轄區域外にも職權を及ぼすことが出来るとしている。この規定は具體的事例について解釋上色々の疑問が生ずるのであるが、われわれは關係當

局で協議して、一應の解釋を定めている次第である。

我國の警察官數は今回三萬人増員され、十二萬五千人となり、其の内三萬が國家地方警察、九萬五千が自治體警察であるが、犯罪の傾向が都市から農村に移りつゝある現状において、國家地方警察の刑事事件の負擔は相當に重いものとなつてゐる。

最後に經濟查察院について一言すれば、今回經濟安定本部監査局がなくなり、別に經濟查察院が生れることになつてゐる。經濟事犯は警察でも扱うことになつてゐるのであるが、經濟防犯の企畫、大事件の調査等全國歩調を合わさねば運營の效果が舉らない經濟事犯については、新警察では困難を感じる場合が豫想されるので、米國の物價監視官（O.P.A）の例にならひ經濟查察院が出來ることになつた。これは警察的性格のものではなく、行政的なものでなければならぬとされ、その人員も五百人に限られている。それでこの査察官が告發までの仕事をやり又防犯並に取締の企畫もやるのであるが、調査（搜査とは云わない。）に當つては、警察官とタイアップしなければ仕事が出來ないような仕組になつてゐる。本案は當國會（第二回國會）で審議され、法律が成立すればすぐ實施されるはずである。

## 附 錄

### 一、警 察 法

I、警察法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律

II、警察法の施行期日を定める政令

III、警察法施行令

一、マツクアーサー元帥の内閣總理大臣に對する書翰

二、日本警察改革に關する最高司令部警察顧問勸告要旨

三、警察制度審議會諮詢事項及び答申書

四、新警察機構圖解

警察管區の区域	警察管區の名稱	警察管區本部の位置	警察管區本部の名稱
北海道	札幌警察管區	札幌市	札幌警察管區本部
宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣	仙臺警察管區	仙臺市	仙臺警察管區本部
東京都 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣	東京警察管區	東京都	東京警察管區本部
茨城縣 栃木縣 靜岡縣 山梨縣 長野縣			
大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣	大阪警察管區	大阪府	大阪警察管區本部
愛知縣 三重縣 靖岡縣 福井縣 石川縣 富山縣			
廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣 香川縣	廣島警察管區	廣島市	廣島警察管區本部
愛媛縣 德島縣 高知縣 鹿兒島縣 熊本縣 佐賀縣 長崎縣	福岡警察管區	福岡市	福岡警察管區本部

(昭和二十二年法律第一九六號  
改正(一)昭和二十三年四月十二日法律第二十三號)

## 警 察 法

### 第一章 總 則

國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に従い、又地方自治の眞義を推進する觀點から國會は秩序を維持し、法令の執行を強化し、個人と社會の責任の自覺を通じて人間の尊嚴を最高度に確保し、個人の權利と自由を保護するため、國民に屬する民主的權威の組織を確立する目的を以て、ここにこの警察法を制定する。

- 第一條 警察は、國民の生命身體及び財產の保護に任じ、犯罪の搜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする  
警察の活動は厳格に前項の責務の範圍に限られるべさものであつて、いやしくも日本國憲法の保障する個人の自由及び權利の干涉にわたる等その權能を濫用することとなつてはならない
- 第二條 この法律において行政管理とは、左に掲げる事項に係るものを行う

  - 一、公共の秩序の維持
  - 二、生命及び財產の保護
  - 三、犯罪の豫防及び鎮壓
  - 四、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕
  - 五、交通の取締

六、逮捕状、勾留状の執行その他の裁判所、裁判官又は検察官の命する事務で法律をもつて定めるものこの法律にいう犯罪とは、經濟法令に關する違反を含むものである且つこれに限定せられるものではない。

第三條 この法律に従うすべての職員の行う職務の宣誓は、日本國憲法及び法律を擁護し支持する義務に關する事項をその内容に含むべきものとする。

## 第二章 國家地方警察

### 第一節 國家公安委員會

第四條 内閣總理大臣の所轄の下に、國家公安委員會及び警察官の定員三萬人を超えない國家地方警察隊を置く、その經費は國庫の負擔とする。

國家公安委員會は、左に掲げる事務を掌る。

一、警察通信施設(自治體警察の本部から管下の下部組織に通ずるもの除く。)の維持管理に關する事項、但し、國家地方警察及び他の自治體警察の連絡のために自治體警察はこれを利用することができます。

二、犯罪鑑識施設の維持管理に關する事項

三、警察教養施設の維持管理に關する事項

四、その他國家地方警察の行政管理に關する事項

五、犯罪鑑識及び犯罪統計に關する事項

六、國家非常事態に對處するための警察の統合計畫の立案及び實施に關する事項

七、皇宮警察の管理に關する事項並に當該機關の要求のあつた場合において、東京都内における國會、内閣、各省

(總理廳を含む)、會計検査院及び最高裁判所の使用する建物及び施設の警備に關する事項

### 第五條 國家公安委員會は五人の委員を以て、これを組織する。

委員は、警察職員又は官公廳における職業的公務員(昭和二十年九月二日以後において公選され又は公選若くは國會、その兩院若くはその一院又は地方議會の選舉若くは議決によつて選任された者を除く。)の前歴のない者の中から、兩議院の同意を経て、内閣總理大臣が、これを任命する。

委員の任命について、衆議院が同意して、參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七號第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

左の各號の一に該當する者は、委員となることができない。

一、禁治產者若くは準禁治產者又は破產者で復權を得ない者

二、禁錮以上の刑に處せられた者

三、日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し又はこれに加入した者

委員の任命についてはその中の三人以上が、同一政黨に屬することとなつてはならない。

第六條 國家務員法第三章第七節の規定は、委員に、これを準用する。

委員は政黨その他の政治的團體の役員となることが出來ない。

第七條 委員の任期は、五年とする。但し、補缺の委員は、前任者の殘任期間在任する。委員はこれを再任することができる。

第八條 委員は第五條第四項各號の一に該當するに至つた場合においては、當該退職するものとする。

内閣總理大臣は、委員が心身の故障の爲職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を経てこれを罷免することができる。

内閣總理大臣は兩議院の同意を経て左に掲げる委員を罷免する。

一、委員中何人も所屬していなかつた同一の政黨に新に三人以上の委員が所屬するに至つた場合、これらの者の中二人を超える員數の委員

二、委員中一人が既に所屬している政黨に新たに二人以上の委員が所屬するに至つた場合、これらの者の中一人を超える員中の委員、第五條第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

内閣總理大臣は、委員中二人が既に所屬している政黨に新に所屬した委員をただちに罷免する。

第二項、第三項及び前項の場合を除く外、委員は其の意に反して罷免されることがない。

第九條 委員は、法務總裁の俸給に準する報酬を受ける(改正(一))

第十條 國家公安委員會に委員長を置き委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これを再認することができる。

委員長は國家公安委員會の會務を總理する

## 第二節 國家公安委員會の事務部局

第十一條 國家公安委員會の權限に屬する事項に關する事務を處理せしめるため、國家公安委員會にその事務部局として國家地方警察本部を置く。

第十二條 國家地方警察本部に、長官を置く。

長官は、國國家公務員法の規定に基き、國家公安委員會が、これを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 長官は、國家公安委員會の指揮監督を受け、國家地方警察本部の部務を掌理する。

第十四條 國家地方警察本部に總務部、警務部及び刑事部を含む五以内的部を置く。

國家地方警察本部に警察大學校を附置する。

警察大學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

第十五條 國家地方警察本部に國家公安委員會の定めるところにより次長一人、部長五人以内、及びその他所要の所屬職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十六條 全國を六警察管區に分ち、警察管區毎に、國家地方警察の地方事務部局として警察管區本部を置き、國家地方警察本部の事務を分掌させる。

警察管區の區域及び名稱並びに警察管區本部の位置及び名稱は、別表による。

第十七條 警察管區本部に、國家公安委員會の定めるところにより、本部長、警察官その他所要の職員及び機關を置く、その組織は國家地方警察本部の例による。

前項の職員は國家公務員法の規定に基き、國家地方警察本部長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 警察管區本部長は、國家地方警察本部長官の指揮監督を受け警察管區本部の事務を處理し、その管轄區域内の都道府縣國家地方警察の行政的調整及びその均齊を圖る。

警察管區本部長及び都道府縣公安委員會は、緊密な連絡を保ち警察に關する事項について適當に協力する。

第十九條 各警察管區本部に管區警察學校を附置する。

管區警察學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつた時は自治體警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

管區警察學校及び警察大學校は、國家地方警察がこれを維持し運營する。

### 第三節 都道府縣公安委員

第二十條 都道府縣知事の所轄の下に、都道府縣公安委員會を置く。  
都道府縣公安委員會は、都道府縣國家地方警察の運營管理を行う。

第二十一條 都道府縣公安委員會は、三人の委員を以てこれを組織する。  
委員は、その都道府縣の議會の議員の被選舉權を有する者で警察職員又は官公廳に於ける職業的公務員（昭和二十一年九月二日以後において公選され、又は公選若しくは國會、その兩院若しくは其の一院又は地方議會の選舉若しくは議決によつて選任せられたものを除く。）の前歴のない者の中から、都道府縣知事が、都道府縣の議會の同意を経て、これを任命する。

左の各號の一に該當する者は、委員となることができない。

一、破産者で復權を得ない者

二、禁錮以上の刑に處せられたる者

三、日本國憲法施行の日以後に於て日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壞することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

委員の任命についてはその中二人以上が同一政黨に屬することとなつてはならない。

第二十二條 委員は、都道府縣、特別區若しくは市町村の議會の議員又は有給吏員を兼ね、又は政黨その他の政治的團

體の役員となることが出来ない。

前項の外、委員の服務に關する事項は、國家公務員法第三章第七節の規定に準じ、都道府縣規則で、これを定める。  
但し、同法第百三條及び第百四條に規定する制限は、都道府縣知事に於て委員の勤務に支障があると認める場合の外、これを行はないものとし、又委員の勤務については、都道府縣公安委員會でこれを定めるものとしなければならない。

第二十三條 委員の任期は、三年とする。但し、補缺の委員は、前任者の残任期間を在任する。  
委員は、これを再任することができる。

第二十四條 委員は、左の各號の一に該當する場合に於ては、當然退職するものとする。

一、第二十一條第三項各號の一に該當するに至つた場合

二、當該都道府縣の議會の議員の被選舉權を有する者でなくなつた場合  
地方自治法第八十六條、第八十七條及び第八十八條第二項の規定は、委員解職の請求にこれを準用する。但し同法八十六條第一項中「その總數の三分の一以上のもの」とあるのは「當該都道府縣國家地方警察の管轄區域に於て選舉權を有するものの三分の一以上の者」と読み替へるものとする。

委員が心身の故障の爲職務の執行が出來ないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、都道府縣知事は、都道府縣の議會の同意を経て、これを罷免することができる。

委員の中に二人以上が同一政黨に屬することとなつた場合に於ては、これらの者の中、一人以外の者は、都道府縣知事が、都道府縣の議會の同意を経て、これを罷免する。但し、都道府縣知事は委員中一人が既に所屬してゐる。

る政黨に新たに所屬するに至つた委員は直ちに罷免する。

前二項の場合を除く外、委員は其の意に反して罷免されることがない。

第二十五條 都道府縣は委員に報酬を支給し、委員が職務を行うために要する費用の辨償をしなければならない。

前項の報酬及び費用については、地方自治法第二百三條第三項及び第二百六條の規定による。

第二十六條 都道府縣公、委員會に安員長を置き委員の互選によりこれを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これを再任することができる。

委員長は、都道府縣公安委員會の會務を總理する。

#### 第四節 都道府縣國家地方警察

第二十七條 都道府縣國家地方警察は、その都道府縣の區域（自治體警察の管轄に屬する區域を除く。）内に於て第二條第二項に定める事務を行う。

第二十八條 各都府縣に、一の都府縣國家地方警察本部をその都府縣廳所在地に置く。北海道には、下部行政區劃により十四以内の國家地方警察の本部を置く。その本部の一は、北海道廳所在地に置く。都道府縣國家地方警察の管轄に屬する區域を警察區に分け、警察區毎に警察署を置く。

警察署の區域並に警察署の位置、名稱及び管轄區域は國家地方警察が之を定める。

警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置く。

第二十九條 都道府縣國家地方警察本部長（以下都道府縣警察長といふ。）は國家公務員法の規定に基き、警察管區本部長が國家地方警察本部長の同意を経てこれを認命し、一定の事由により罷免する。

第二十九條 都道府縣國家地方警察と市町村警察との連絡及び國家地方警察の所掌に屬する警察通信施設の維持管理

にあたらしむるため、必要の地に都道府縣國家地方警察の支所をおく。

第三十一條 都道府縣警察長は、その都道府縣の区域内にある國家地方警察の所掌に屬する警察通信施設を管理するものとす。

第三十二條 都道府縣警察長は、その都道府縣の区域内にある國家地方警察の所掌に屬する警察通信施設を管理する。

第三十三條 都道府縣國家地方警察に都道府縣本部に所要の部課（犯罪鑑識及び犯罪統計に関する機構を含む。）を置く。

第三十四條 都道府縣に都道府縣國家地方警察學校を附置する。

都道府縣警察學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあるときは自治體警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

第三十五條 都道府縣國家地方警察に警察長の外、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查たる警察官其の他所要の職員を置く。

警察官の階級は、警察長、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。

警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を掌る。

第三十六條 前條第一項に規定する職員は、國家公務員法の規定に基き、都道府縣警察長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。但し、基礎的な警察訓練の課程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務につけることができない。

警察官の宣誓、教育訓練、禮式及服制について必要な事項は、國家公安委員會が之を定める。

第三十七條 警察署長は、警視又は警部を以てこれに充てる。

警察署長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、その管轄區域内に於ける警察事務を執行し、警察署の職員を指揮監督する。

第三十八條 支所長は、警部又は警部補を以てこれに充てる。

支所長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、第二十九條に規定する事務を執行し、支所の職員を指揮監督する。

第三十九條 都道府縣國家地方警察の機關及び職員に關する細目的事項は、國家公安委員會がこれを定める。

### 第三章 自治體警察

#### 第一節 總則

第四十條 市及人口五千以上の市街的町村（以下市町村と呼ぶ。）はその區域内に於て警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

前項に規定する市街的町村は、官報で最近に公示せられた人口に従ひ、政令を以てこれを告示する。

第四十一條 市町村警察は、第二條第二項に掲げた事項に關する凡ての職務を行う。

第四十二條 自治體警察に要する經費は、當該市町村の負擔とする。

#### 第二節 市町村公安委員會

第四十三條 市町村長の所轄の下に市町村公安委員を置き、その市町村の區域内に於ける警察を管理せしめる。

第四十四條 市町村公安委員會の組織及運營並にその委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用辨償については、第二十一條乃至第二十三條、第二十四條第一項、第三項乃至第五項、第二十五條及第二十六條の規定を準用する。但し、地方自治體の規定による解職要求に基いて解職される場合に於ては、第二十四條

第五項の規定にかかわらず、その職を失うものとする。なお、第二十一條乃至第二十六條の規定中都道府縣とある

は市町村と、都道府縣知事とあるは、市町村長と、都道府縣規則とあるは市町村規則と讀み替へるものとする。

#### 第三節 市町村警察

第四十五條 市町村は、一又は二以上の警察署を置く。

二以上の警察署を置く場合には、市町村警察の本部を置く。

警察署の位置、名稱及び管轄區域並に市町村警察本部の名稱及び組織は、市町村公安委員會の意見を徵して市町村

條例でこれを定める。

第四十六條 市町村警察に、警察長及びこの法律の規定に從ひ、有效地に警察事務を行うに必歟且適當な階級の警察吏員を置く。

前項の市町村警察吏員には、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用する。市町村警察吏員の定員は、地方的要

求に應じてその市町村が條例でこれを決定するが、九萬五千人を超えてはならない。但し、地方自治財政が確立するまでは、市町村の警察吏員の定員は、政令の定める基準によるものとする。此の基準は、市町村の人口に應じ並びに有效な警察事務の執行及び警察の管理、監督に必要な警察吏員の階級に應じて定める。

この基準は、又市町村の人口に應じ、有效地に警察事務を行うに必要な専門家、技術者、書記及び雇傭人の數及び種類を明示する。

九萬五千人の全員の配分の調整は、地方自治財政が確立した後においては、國會の定める法律によつてのみ行う。

第四十七條 市町村警察長は、條例に從ひ、市町村公安委員會がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第四十八條 市町村警察長は、市町村公安委員會の承認を得てその市町村警察職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村警察長は、これらの職員を指揮監督する。（改正（一））

第四十九條 警察署長は警部補以上の警察吏員を以てこれに充てる。但し、市町村警察長がこれを兼ねることが出来る。

警察署長は、上司の指揮監督を受けて、管轄区域内における警察事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第五十條 警察職員の任免、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。

但し、臨時の職員の外は、基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを市町村警察の勤務につけることができる。

市町村警察職員の宣誓、教育訓練、禮式及び服制は、第三十六條第二項の規定により國家公安委員會の定めるところに則り、市町村規則でこれを定める。但し、制服は、國家地方警察の制服と明確に區別されるものとする。

#### 第四節 特別區に関する特例

第五十一條 特別區の存する區域に於ては、特別區が連合してその區域内における警察の責に任ずる。

第五十二條 前條の特別區には、都知事の所轄の下に市町村公安委員會に相當する特別區公安委員會を置き、その委員は、都知事が、都の議會の同意を経てこれを任命する。

第五十三條 前二條に規定するものの外、特別區の存する區域における自治體警察については、特別區の存する區域を以て一の市とみなし、市町村警察に關する規定を準用する。

#### 第四章 國家地方警察及び自治體警察並びに

##### 自治體警察相互間の關係

第五十四條 市町村警察は、國家地方警察の運營管理又は行政管理に服することはない。これらの警察は、相互に協

力する義務を負う。

第五十五條 國家地方警察の警察官は、市町村公安委員會から援助の要求があつた場合は當該市町村の區域において、援和の要求をした市町村公安委員會の運營管理の下に、その職權を行なうことができる。

第五十六條 都道府縣警察長は、都道府縣内の市町村警察長と、緊密な連絡を保たなければならない。

#### 第五章 管轄區域外における權限行使

第五十七條 國家地方警察及び市町村警察は、その都道府縣國家地方警察又は市町村警察の管轄に屬する區域の境外外五百米以内の地域における犯罪については、その地域内に於ても職權を行う。

第五十八條 國家地方警察及び市町村警察は、その管轄區域（その境界外五百米以内に地域を含む。以下本條中これに同じ）内に行われた犯罪行為又はその管轄區域内に始まり、若しくはその管轄區域内に及んだ犯罪行為の個々の場合について、その鎮壓、搜査又は被疑者の逮捕のため、その管轄區域外にも職權を及ぼすことが出来る。

第五十九條 國家地方警察が市町村の区域内に施設を維持する場合及び市町村がその区域外において施設を維持する場合においては、國家地方警察及び當該市町村警察は、相互にその施設について警察の職權を及ぼすものとする。

#### 第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識

第六十條 市町村警察長は、國家公安委員會の定める形式及び方法により犯罪統計並に證據、寫真、指紋、被疑者及び被逮捕者的人相書及び手口からなる犯罪鑑識に關する事項を、都道府縣警察長を通じて國家地方警察本部長官に報告しなければならない。

第六十一條 國家地方警察本部及び都道府縣國家地方警察本部に、犯罪鑑識に關する施設を置く。 二〇

### 第七章 國家非常事態の特別措置

第六十二條 國家非常事態に際して、治安の維持のため必要があると認めるときは、内閣總理大臣は、國家公安委員會の動きに基き、全國又は一部の區域について國家非常事態の布告を發することができる。

前項の布告にはその區域、事態の概要及び布告の効力を發する日時を記載しなければならない。

第六十三條 前條に規定する國家非常事態の布告が發せられたときは、この法律の定めるところに基き、内閣總理大臣によつて一時的に全警察の統制が行はれる。此の場合において警察本部長官又は警察管區本部長は、布告に記載した區域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に對して必要な命令をなし、又は指揮をなすものとする。

第六十四條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告に記載した區域外の國家地方警察又は市町村警察に對して警察官又は警察吏員の全部又は一部を、應援のため必要な區域に派遣することを命ずることができる。

前項の規定により派遣された警察官及び警察吏員は、派遣の期間中派遣された區域においても職權を行うことができる。

第六十五條 第六十二條の規定により内閣總理大臣が發した國家非常事態の布告は、これを發した日から二十日内に國會の承認を得なければならない。もしも衆議院が解散されているときは、日本國憲法第五十四條に規定する緊急集会による衆議院の承認を求めるべし。

前項の規定する期間内に同項の規定により國家非常事態の布告が承認を得られないか、又は不承認の議決があつたときは、國家非常事態の布告は、將來にわたつてその效力を失う。

第六十六條 内閣總理大臣は、國家非常事態の布告を發した場合に於て、その必要がなくなつたと認めたときは、速かにその廢止の布告をしなければならない。國會が命ずるときは内閣總理大臣は、廢止の布告をしなければならない。

前項の廢止の布告その他本法に規定する内閣總理大臣の職權の行使については國家公安委員會は、内閣總理大臣に對し常に必要な助言をしなければならない。

### 第八章 雜則

第六十七條 都道府縣公安委員會、市町村公安委員會及び警察官又は警察吏員と檢察官との關係は別に法律の定めるところによる。

國家公安委員會は、檢事總長と常に緊密な連絡を保つものとする。

第六十八條 都道府縣國家地方警察の管轄に屬すべき區域と市町村警察の管轄に屬すべき區域に變更を生じた場合、又は一若しくは二以上の市町村警察の管轄に屬すべき區域が二以上の市町村警察の管轄に屬すべき區域に分れ、又は唯一の市町村警察の區域となつた場合には、その變更を要することとなつた日から五十日以内に、その管轄の變更による措置が完了されなければならない。

前項の措置が完了されるまでの間は、その區域においては從前の警察に關する管轄によるものとする。同項後段の場合においては、二以上の區域の市町村長が協議して又は一の市町村長が從前の市町村長の職務を行う。

### 附則

第一條 この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において各規定について、政令で、これを定める。

第二條 この法律施行後最初に任命する國家公安委員の任期は五人の内一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

前項に規定する各委員の任期は、當該委員會において、くじでこれを定める。

第三條 この法律施行後最初に任命する都道府縣公安委員、市町村公安委員の任期は三人の中一人は一年、他の一人は二年、他の一人は三年とする。前項に規定する各委員の任期は、各當該委員會に於てくじでこれを定める。

第四條 國家公務員法はこの法律の適用に必要な範圍内においては、既に施行されたものとみなす。

前項の場合においては、國家公務員法による人事委員會の設置に至るまで、その職權は、同法附則第二條の例により臨時人事委員會がこれを行う。

第五條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合その他特に必要がある場合においては、國家地方警察又は自治體警察の職員は、現在の法令により、夫々當該職員に相應する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時にこれを任命することができる。

第六條 國家地方警察の警察官吏の任免、給與、服務その他必要な事項に關しては、警察官吏に關する人事委員會規則が定められ、若しくは第三十六條第二項の規定による國家公安委員會の定がなされるまでは、當分の間、なほ從前の廳府縣警察官吏の例による。

第七條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、引續き市町村警察の職員となつた場合は、これを從前の身分のまま勤續するものとみなし、當分の間、これに恩給法の規定を準用する。この者が市町村に通算する。

第八條 市町村警察に要する費用は、地方自治財政が、確立される時まで、政令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負擔する。

國家地方警察に要する費用は、前項のときまで國庫及び都道府縣の負擔とする。

國庫と當該都道府縣の警察費の負擔区分については、第一項のときまで從前の例による。

第九條 この法律施行の際又はこの法律施行後新たに市町村が警察の責に任することとなつた場合において、現に警察の用に供する國有財產及び都道府縣財產又は國及び都道府縣の所有に屬する物品で國家地方警察に不必要的ものは、市町村警察に必要な場合は、無償でこれを當該市町村に、譲與するものとする。但し、これに伴う負債のあるときはその處分については相互の協議により、これを定める。

第十條 この法律施行の際警視廳又は道府縣警察部の管理に屬する犯罪鑑識施設警察通信施設及び教養施設は國家地方警察がこれを維持管理する。但し、現在東京都港區愛宕町及び宮城内にある警視廳の訓練學校で將來東京都の特別區の警察え移管されるべきものを除く。

第十一條 町村の全部事務組合及び役場事務組合での法律施行の際現に存するものは、この法律の規定の適用については、これを一の町村とみなす。

第十二条 行政執行法第一條及び第二條の當該行政官廳は第三十七條又は第四十九條の警察署長とし同法第三條乃至第五條の當該行政官廳及び同法第六條の行政官廳は第三十七條及び第四十九條の警察署長を含むものとする。

第十三条 第四十條第一項の規定により市町村がその區域内における警察の責に任ずるのは、各市町村について、この法律中の自治體警察に關する規定の適用により市町村公安委員會が成立し、必要な警察吏員が任命せられた日よりとする。但し、その期日は、この法律の成立後九十日を超えてはならない。

第十四条 前條の規定によりその區域内における警察の責に任ずる市町村ができた場合においては、この法律中の國家地方警察に關する規定が施行されるまでの間、警視廳又は道府縣警察部が國家地方警察としてその職務を行うものとする。

第十五条 地方自治法の一部を次の様に改正する。

第十三条第二項中「選舉管理委員又は監査委員」を「選舉管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員會の委員」に改める。

第二十一条第二項中「警察官吏」を「警察官」に改め、「收稅官吏」の下に「並びに普通地方公共團體における公安委員會の委員及び警察吏員」を加える。

第八十六條第一項及び第八十八條第二項中「選舉管理委員又は監査委員」を「選舉管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員會の委員」に改める。

第一百二十一條中「及び監査委員」を、監査委員及び市町村公安委員會の委員」に改める。

第一百一十五條中「又は監査委員」を「若しくは監査委員又は當該市町村の公安委員會」に改める。

第一百三十條第一項中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第一百五十八條第一項中「警察部、警察に關する事項」を削る。

第一百六十條第二項中「警察官吏」を「當該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第一百七十三條第一項中「教育吏員及び警察吏員」を「及び教育吏員」に改め、同條第五項を削る。

第一百七十七條中「第一百四十五條」を「第一百二十一條、第一百四十五條」に改める。

附則第一條但書を削る。

附則第四條中「(警視廳を除く。以下これに同じ。)」を削る。

附則第七條を次のように改める。

第七條削除

第十六条 衆議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第九條中「及警察官吏」を、「警察官、都道府縣及市町村の公安委員會の委員並に警察吏員」に改める。

第四十條中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第四十一條中「及警察官吏」を「並に當該警察官及び警察吏員」に改める。

第一百十二條第二項及び第一百十三條第二項中「警察官吏」を「都道府縣若は市町村の公安委員會の委員又は警察官若は警察吏員」に「關係の都道府縣を」「關係區域」に改める。

第一百二十一條第二項中「警察官吏」を「當該警察官及警察吏員」に改める。

第一百二十四條中「警察官吏」を「當該警察官又は警察の吏員」に改める。

第十七条 參議院議員選舉法の一部を次のように改正する。

第七條中「及び警察官吏」を、警察官都道府縣及び市町村公安委員會の委員並に警察吏員」に改める

第十八條 最高裁判所裁判官國民審査法の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「警察官吏」を「都道府縣若しくは市町村公安委員會の委員又は警察官若しくは警察吏員」に「關係の都道府縣を」「關係區域」に改める。

第十九條 他の法令中警察官に関する規定は、當該警察官及び警察吏員に関する規定とする。

(別表) (略)

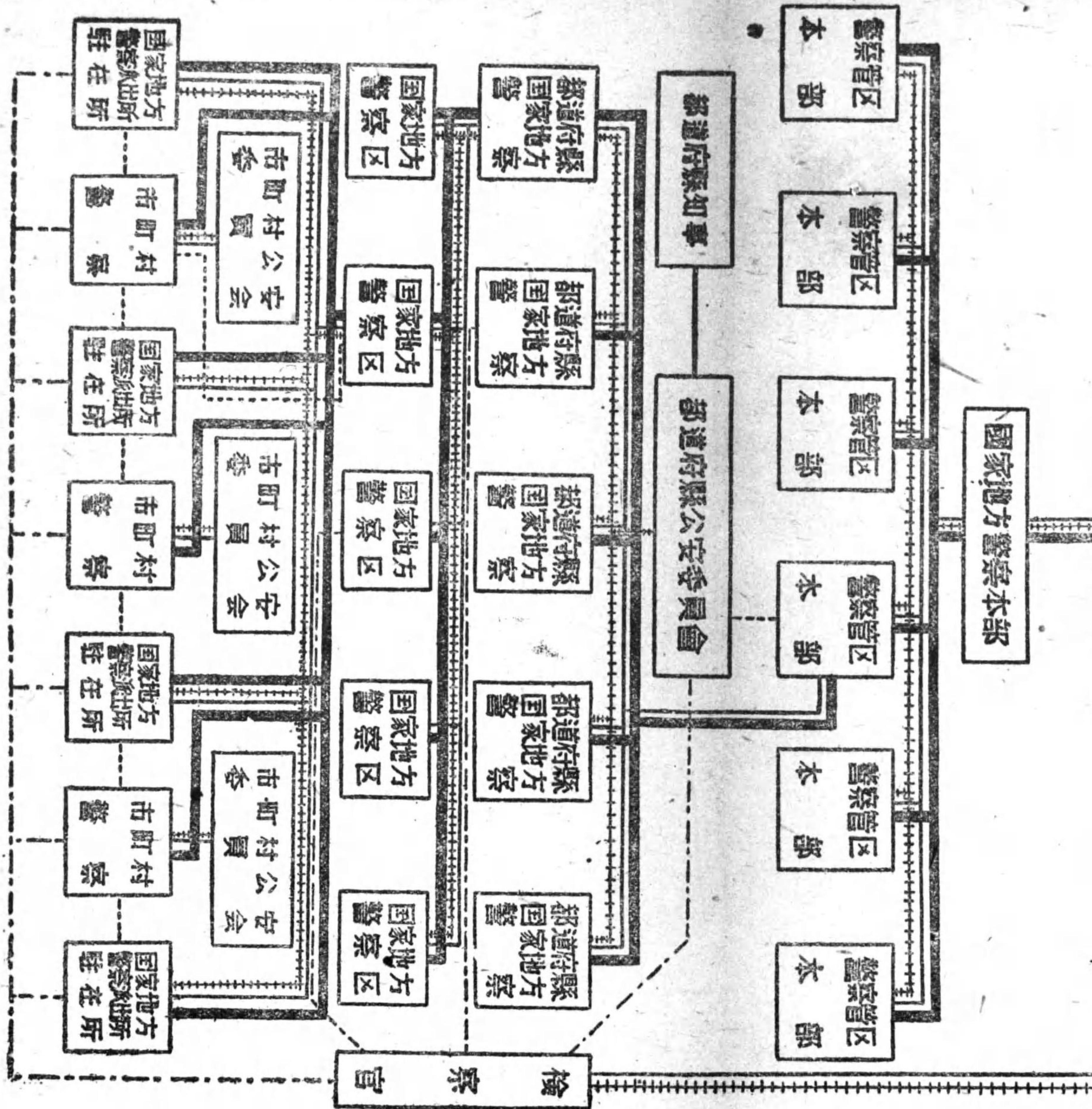
附 則(一)

この法律は公布の日(昭和二十三年四月十二日)からこれを施行する。

卷之三

內閣總理大臣

法務長官 檢舉組長



## 一、警察法附屬法令

### (I) 警察法の施行に伴う關係法律の整理に關する法律

(昭和二十一年三月六日)  
法律第十一號

員に改める。

第六條第一項中「都道府縣知事(東京都にあつては警視總監以下同じ。)」を「公安委員會(都道府縣公安委員會、市町村公安委員會及び特別區公安委員會をいう。以下同じ。)」に、同條第二項中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第七條第三項中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第九條第一項乃至第三項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に改める。

第十條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に、同條第三項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に、「主務大臣」を「内閣總理大臣」に、同條第四項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に改める。

第十五條中「警察官吏」を「當該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第二十一條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員會」に改める。

第二十三條第二項中「警察官吏」を「當該警察官又は警察吏員」に改める。

第二十六條 削除

第五條第一項中「警察官吏」を「當該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第三條 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「警察官吏」を「當該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第七十六條中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。

第七十八條第二項中「警察官署」を「森林官吏又は市町村長」に改める。

第八十條第二項中「警察官署」を「市町村長」に改める。

改める。

第六條 傳染病豫防法の一部を次のように改正する。

第十二條中「所轄警察官署」を「最寄ノ保健所長」に改める。

第七條 家畜傳染病豫防法の一部を次のように改正する。

第二條乃至第九條及び第十一條乃至第十六條中「警察官吏

又ハ」を削る。

第十七條第一項及び第二項中「警察官吏」を「家畜防疫委員」

に改める。

第二十二條及び第二十四條第二項第五號中「警察官吏又ハ」

を削る。

第三十二條を削る。

第八條 瓦斯事業法の一部を次のように改正する。

第二十一條中「(東京府ニ在リテハ警視總監)」を削る。

第九條 他の法令中警察官署に關する規定は、當該警察署に

關する規定とする。

附 則

この法律は、警察法施行の日から、これを施行する。

(I) 警察法の施行期日を定める政令

### (III) 警察法施行令

(昭和二十三年三月六日)

(政令第五十号)

改正(一)昭和二十三年五月二十日政令百二十一號

第一條 警察法(以下法といふ)第四十條の規定による市及び

市街的町村は、別表の第一の通りとする。

第二條 法第四十六條第三項の規定による市町村の警察職員の

定員に関する基準は、別表第二の通りとする。

第三條 警察教養施設において新任訓練中の警察官及び警察吏

員は定員外とする。

#### 市町村の警察職員の定員に関する基準

明治四十三年勅令第四百二十七號

(別表第一) 省略 改正(一)

(別表第二)

第一 警察吏員の定員の總數(以下警察吏員の總數といふ)は各市町村の人口を次の區分による一定數で除した數(一未滿の端數は四捨五入とする)以内とする。

一 町及び村にあつては八〇〇。

二 人口十萬未滿の市にあつては六五〇。

三 人口十萬以上二十萬未滿の市にあつては五〇〇。

四 人口二十萬以上二十五萬未滿の市にあつては四〇〇。

五 仙臺市にあつては三五〇。

六 福岡市にあつては三〇〇。

七 京都市にあつては二五〇。

八 横濱市、神戸市及び名古屋市にあつては二〇〇。

九 大阪市にあつては一五〇。

十 特別區の連合する區域にあつては一三〇。

大都市の周邊その他特別の事情ある市町村で、前項の基準による定員では警察事務の執行に支障ある場合は、その必要な限度でこれを増加するものとする。この場合は、前項の基準により算出した數よりも少く定員を定めた市町村より融通を受けるものとする。

附 則

第一條 この政令は、警察法施行の日から、これを施行する。

第二條 次に掲げる命令は、これを廢止する。

昭和二十二年政令第十八號

警視廳官制

府縣巡査定員令

中央警察學校官制

地方警察學校官制

警視廳宮警察部設置制

市町村警察の専門家、技術者、書記及び雇傭人の數は、こ

れを合して、當該警察の警察吏員の定員に對し、次の割合によつて算出した人員以内とする。

警察吏員の定員、専門家、技術者、書記及び雇

傭人の數

三千人未滿

三割相當數

三千人以上百人未滿

二割相當數

百人以上千人未滿

一割五分相當數

千人以上

一割相當數

但し、各欄の最低數は、各前欄の最高數とする。

第二 前項の警察吏員の階級別定員は警察長を除くの外、左の基準による。但し、二以上の警察署を置く市町村においては、各警察署毎に本項第一號乃至第三號の規定を準用して算出したものの合計數に第四號の本部の人員を加えた數以内とする。

一 町及び村

警視、及び警部補

警察署長に充てるものは、人口一萬五千未滿の町村では警部補、人口一萬五千以上の町村では警部、人口三萬

五千以上で警察上特に必要な町ではこれを警視とする。

但し、大都上の周邊その他特別の事情ある町村で本項の基準によつては、警察事務の執行に支障ある場合は、特に警部補を警部に警部を警視にすることができる。

警部を警察署長とするときは、人口二萬五千未滿の町

村では警部補一人、人口二萬五千以上の町村では警部補三人以内、警視を警察署長とするときは、警部一人及び警部補三人以内を更に置く。

巡査部長

二人、但し、巡査の定員を八で除した數（一未満の端

數はこれを切捨てる。以下これに同じ。）が三人又は三人

を超えるときは、その人員以内。

巡査

警察吏員の總數から巡査部長以上の定員を減じた人員

以内。

警視及び警部

五人未満の都市ではこれを警部とすることができる。警

察署長を警部とする場合の外更に警部一人を置く。

警部補

五人以内

巡査部長

五人以内、但し、巡査の數を八で除した數が五人又は

五人を超えるときは、その人員以内。

巡査

警察吏員の總數から巡査部長以上の定員を減じた人員

以内。

巡査

警察吏員の總數から巡査部長以上の定員を減じた人員

以内。

警部 十人以内

警部補 三十人以内

巡査部長 五十人以内

巡査 七十人以内

警部 十人以内

警部補 二十五人以内

巡査部長 七十人以内

巡査 百二十人以内

警部 十人以内

警部補 二十五人以内

巡査部長 七十人以内

部事務組合は、本令の適用についてはこれを一市町村とみなす。

前項の場合に市と町村との一部事務組合はこれを一の市とみなす。但し、その定員の總數は各市町村につき第一項の基準により算出した人員の合計數内とする。

附 則(二)

この政令は公布の日(昭和二十三年五月二十日)からこれを施行する。

## 一、マツクアーサー元帥の内閣 總理大臣に對する書簡

拜啓九月三日付書簡ならびにこれと一緒に提出された警察制度改組計畫を余は慎重に研究した。貴下のいわれる二つの異なる思想の間に適當な妥協案を見出すことの困難なことは余の十分了解するところである。右妥協案なるものは、日本における治安維持の必須要件を有効かつ十分に満たすものであると同時に、他方において日本國民が誓約せる人間の自由の理想を侵害するものであつてはならぬ。かつまた、日本國憲法の前文に「そもそも國政は國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その福利は國民がそれを享受する」ともつとも適切に述べられている。かの民主的社會にとり不可欠の基本原則を侵害せざる底の妥協案でなければならぬ事態の實情からみて、地方における治安を維持するためには國家地方警察力の維持を必要とし、かつ各地方政府に屬する警察が十分に處置し得ない非常事態に對處するため、中央政府が使用じ得る國家地方警察を設置する必要があるとの提案に對して余は全面的に賛成であり、またかかる國家地方警察を設けるため全體の警察力の限度を十二萬五千名に引上げたいとの貴下の提案に對しては余は全面的にこれを承認する。しかしながら、現在の警

察力の地方委譲を遲延せしめるという考え方、もしくはその必要性についてはこれを認め難く不賛成である。けだし警察力を現在の中央集權的形體において保存することは、新憲法の精神および意圖と全く相容れいものであり、民主的發展に對し害をなすものと思考するが故である。

一般大衆の統制外に立つ行政長官を長とする高度に中央集権化された警察官僚制を設置し、これを維持することは日本の封建的過去においてそうであつた如く、近代全體主義的獨裁制の顯著なる特徴である。戰前十ヶ年間ににおける日本の軍閥のもつとも強大なる武器は中央政府が都道府縣廳をもふくめて行使した思想警察および憲兵隊に對する絶對的な權力であるこれらの手段を通じて、軍は政治的スパイ網を張り、言論集會の自由、さらに思想の自由まで彈壓し、非道の壓政によつて個人の尊嚴を墮落せしめるに至つたのである。日本はかくて全く警察國家であつた。

この状態を認識すればこそ警察制度はこれを改組して貴下がその書簡に明確に述べられたとき、「過去における國家權力による警察權力による警察力濫用的根本的是正」をなさねばならないのである。この目的を達成するためには中央集權的統制に不可分に付隨する警察國家的可能性はもつとも注意してこれを避けなければならない。極右たると極左たるとを問わず、反民主的分子が人民の自由を、警察テロの網の中に陥落せしめるような事態を再び可能ならしめてはならぬ。

以上の根本目的は憲法に盛られた地方自治の原則に則つて警察制度を完全に地方分散することによりもつともよく達成することが出来る。各都市および町はその管轄区域内の治安維持の責に任すべきであり、これがためには中央政府より獨立したそれが自身の地方警察を有し、その長は當該市長または町長が市會または町會の同意を得て任命する三人の民間人より成る委員會により任免され、一定年數の期間在職するものとする。都道府縣においては右と同様に任命された委員會を設置すべきでありこの委員會は、當該都道府縣の区域内にある國家地方警察に對し指揮權を行使する。たゞし中央政府はその所在地を問わらず、かゝる國家地方警察に對する行政的權限を保有するものとする。

日本警察制の改革は日本政府の機構改革の一般方式に合致するものであり、警察官及び警察制度を政府機構の適當なる段階において人民の機關として組入れんとするものである。これがため適當なる法規を制定してたゞちに以上の方に向つて措置を講すべきである。

中央政府は、地方財政が自らまかなうことができる時期まで必要な經費を配分すべきである。中央政府が右經費の分與をなす必要がある間は、各地方における警察力は現在の人員にくぎづけすべきである。しかし地方が財政的負擔を負うこととなつたのは、各都市および町における必要數を決定する責任は、地方の必要に應じ各都市および町がこれを有する。

右にともなつて必要な法律はもちろん國會の今會期中にこ

れを制定すべきである。熟意をもつて遂行するならば本計畫の完成は右法律成立後九十日以内に完成しうるものと余は信する。中央における適當なる機關としては内閣に直屬する公安部委員會を設け、その委員には警察官または官吏の經歷を有しない五名の委員をもつて構成すべきものと信する。右委員は總理大臣が國會の同意を得て任命し、一定年數の期間在職するものとする。

中央集權的に統制された國家警察網がふたたび形を護えて現出することを防止するために、國家地方警察と地方警察との間には何らの指揮命令關係を設くべきでない。しかし全般の能率上のためおよび相互の援助連絡ならびに調整を便ならしめるために技術的な連絡關係はもちろん許さるべきである。しかしながら國家的非常事態に際しては都道府縣または地方警察事項に關し中央政府が一時的に干渉する途は開かるべきである。かゝる際においては國家公安部委員會の勸告に基づき、總理大臣は國家地方警察の都道府縣部隊に對し指揮權を行使することが出来る。ただし、右の措置は二十日以内に國會の承認を要する。かくすることにより中央政府の獨斷的警察干涉に對し都道府縣知事の權限を擁護しうると同時に國家利益に對し十分なる保護を與え得るであろう。

過去において日本警察制度の誤った一つの面は、警察官が犯罪調査または犯人の逮捕、もしくは公安の維持に關係なきいくたの行政的機能を掌つたことである。かゝる行政的機能はすべて

て當該事項の主管省の非警察的代表者がこれを行ひべきであり、また地方公共團體に分散委譲を適當とする時は「地方公共團體はその財産を管理し、事務を處理しおよび行政を執行する權能を有する」と規定した憲法の條章にしたがつて地方公共團體に委譲すべきである。

法の執行過程と密接に關連する問題は、貴下がその書簡において特に指摘したこととく、司法行政制度の改革問題である。日本國憲法により最高裁判所はいまや司法關係事件事項の行政および規則を定める權限を有する獨立せる司法部の設置に伴い、司法省はもはや訴訟手續に關する規則、裁判所の内部規律、または司法に關するその他の事項に對し管轄權を有しない。加うるに地方行政における檢事の任務の減少と、檢事が最高裁判所の規則制定權に服從することにより司法省の管轄下にある檢察制度の根本的要素は徹底的に修正せられた。

他方司法行政部門たる内閣には憲法の諸規定を實施し、國會が制定する法律を施行し、かつ恩赦、減刑および復讐問題を決定する權限が與えられている。この三權分立の憲法の規定を十分反映せしめるためには、從來とも行政權とともに裁判機能に對する權限をあわせ持つていた司法省を廢止し、法務長官は國務大臣として内閣に列し、行政部門に對する主法律顧問となる。法規を有効に實施するためには國法の違反者逮捕にあたる警察權とその起訴にあたる檢事との最も密接なる連絡調整が必要である。よつて法務廳を設けこれを以て政府の直接關心を有す

る民事刑事の訴訟を行わしめ、かつ總理大臣およびその他の國務大臣が任務遂行上必要とするすべての法律的意見を具申せしることは上述の密接なる連絡調整をはかる機構を整えることとなり、かつ法規の忠實なる施行を容易ならしめ、さらにまた人民の自由の擁護者としての司法部の獨立を助長するものと信ずる。この法務長官を置く思想の線にそつて政府の能率と經濟の見地から現在の内閣法制局はこれを廢止することが出来るであろう。

書簡に概述された計畫案に、余が右に示した修正を加えればその枠内において日本に新たな法律執行制度が創設されることと確信する。その制度はあらゆる治安上の要件を満たすものと信ずる。この法務長官を置く思想の線にそつて政府の能率と經濟の見地から現在の内閣法制局はこれを廢止することが出来るであろう。

余は改組計畫を實施するに必要な法律が、國會の今會期に付

議するのに間に合うように準備されることを望むものである。

これがため貴下が有益と考えられる總司令部の援助を必要とするときはいつでも當司令部に遠慮なく申出でられたい。敬具

一九四七年九月十六日

ダグラス・マッカーサー

内閣總理大臣殿

三六

## 二、日本警察改革に關する最高

### 司令部警察顧問勸告書要旨

#### 第一 ヴァレンタイン報告

(聯合國軍最高司令部)

(涉外局六月九日發表)

(昭和二十二年九月 内務省警保局公表)

察官の採用資格及地位の改善、警察の事務と認めがたき事項を警察より分離せしむること等にある。

2 報告書は日本の制度の歴史を詳細に亘り検討し理想案として全面改革乃至再編成案を提示してゐる。この案及附屬の勸告書は全面改革に言及してゐる。然し誤解してならぬことは日本に於て之までに過去の封建的弊害を除去する努力がなされてゐなかつたと言ふのではないことである。本報告に示された線に沿うて今までに幾多の調整改革が自發的になされて來てゐる。

多くの努力はなされたが現下の目標たる有益な改善が効果を顯すまでにはかすに時を以てせねばならない。報告は日本政府が今までになし來つた改善を之から續けて行く上に有力な援けとなるに違ひない。

3 企圖の結論は「日本の警察機構は民衆に奉仕するためでなく政府當路者の野心達成するために創成されたものだ」と言ふにある。

#### 二 要 領

1 警察の地方分權 報告によれば警察部は人民に依り選舉せられ人民に對し責任を負う地方公務員の監督及管轄の下にあるべきものである。警務委員(警察部長)は市政府の長より任命せられ、市政府の長は同時に十分なる理由あるときは任意に之を罷免する権限をもつものである。又警務委員は數名の副警務委員を任命し必要あるときは之を罷免し得べきものとされる。

1 報告の主要勸奨點は都市警察の民主主義的地方的管理、警

## 2

### 警察長の職務

警察委員は警察事務の管理及職員の監督につきすべての必要なる規則及例規を制定する権限を持たなければならぬ。この権限は法律を以て厳格に規定せられなければならない。又警務委員は自身警察隊員となつてはならない。殊に判事の責務(司法職務)を行ふことは禁止せらる可きである。

3、待遇改善 今日の日本警察官の志氣の頗廢は能率的な執務の最大の障礙であるから、警察官の地位を權威あり尊敬されるべきものに高めることが急務とされる。警察民主化に最も必要なことは警察官採用について健全なるシビルサービス・システム(文官任用制度)を採用するにある。俸給の増加、昇進の公正化、勤務時間の短縮、制服装備の改善適正化、休暇、病氣、死亡に対する給與及恩給の改善、功績に對する報償等を確立せねばならぬ。紀律は公正且民主的方法により維持せねばならぬ。

報告は給與の改善の重要性を強調し給與の少い職業は能率の悪い者しか引きつけることは出來ず、俸給の低い警察官は不正直になり易いものだと指摘してゐる。警察官を民主的方法に依り教養訓練することは同様に緊要のことである。

#### 4、事務権限の整理

警察部から直接警察の職務に屬しない事項はすべて分離すべきであると報告は特に強調してゐる。新聞紙の検閲は從來行つて來つた所であるが日本進駐後聯合軍最高司令部指令に依り廢止せしめられた。其の他の事項も保健厚生衛生等適當なる部門で取扱はる可きものがある。

あらゆる場合に於て警察官は判事の職務(司法権)を行使す可

のを提示し、それに依れば「最少限の設備で事務及び國家警察か

ら都市警察への變革に至らない改革」を實施すべきものとし長期的改革(ロングレンチ)は高度に技術的な部面であり後に至つて行ふべきものとしてゐる。この勧告は聯合國最高司令部の改革に關する現存指令と合致するものである。

#### 8、警察権限の法定 地方的警察組織案提示に當り報告は犯

罪は局地的であり局地的に處理すべきものなりと指摘してゐる。理想的な警察組織のためには市長其の他の市の長の権限を規律の制定が望ましい。そして警務委員の権限も法律を以て限定すべきである。特に警務管理(行政)及手續、警察官の指導、警察責務(即ち(一)治安の維持(二)生命財産の保護(三)法規違反者の逮捕(四)犯罪の豫防搜査(五)其他法令の施行)に關する規定を制定する權限をもつべきものである。

企畫團は左の如き事項に關する包括的法規の制定を勧告してゐる。之は特別の關心を要すべきものとして企畫團の特に注意せる所である。

#### (一) 事業、商業其の他の職業の許可及監督

(二) 車馬歩行者の交通規則(特に車馬右側通行の採用を勧奨する)

(三) 治安の維持、生命財産の保護、豫選及總選舉に於ける投票の保護

(四) 騒擾の抑壓  
(五) 行進、街頭集會、宗教集會に對し言論の自由を侵犯せぬ

限度に於て取締ること

#### (六) 衛生法規施行の爲め保健當局と協力すること

#### (七) 賭博、賣淫及公衆の道德維持取締に關する規定

#### (八) 遺失物に關する規則

#### (九) 麻醉薬武器賭博用具の處置に關する規則

#### (十) 被害者二十時間以内に留置人の罪状の認否(アレインメント)を行ふこと及輕微犯罪に對して逮捕する代りに

呼出狀(サモンズ)を手交すること

9、警察の民衆化 報告は警察官の役割を取扱つた部分に於て社會に對する警察官の地位はその主人でなく公僕でなければならぬと言明してゐる。調査によれば民衆は軍國制の下に於ける警察官に對する頭があるので今でも警察官に對し惡感情をもつてゐる。從つて警察官は公衆の尊敬を失ひそれと共に自信と創意をも喪失した。

故に警察官は先づ民主主義的原則に依つて教育し例へば正式の手續を経ずして人を拘禁し或は疾病者又は少年犯罪者を兎無な犯罪人と一緒に留置場に放り込むやうなことのない様にせねばならぬ。

10、警察の能率化 更に警察官は治安維持に專念せしめ今迄の様に書記的雜務に從事せしめてはならない。又現在の經濟的條件の許す限り外見服装を改善し防護の目的には役立たぬ「サベル」を廢止し腕章をはずすべきことを勧奨してゐる。(報告は腕章を醜悪だと極印を押してゐる)又適當な青年を數人米國

## 三八

からざるものである。かゝる警察官の司法権干與は民主主義原則に適合するものに非ずと報告は言明してゐる。報告によれば日本警察の責任概念は奇妙にバターナリスティック(父權的干涉的)のものである。

企畫團の調査に依れば過去の日本に於ては警察は何人を逮捕すべきか又は逮捕する可からざるかを決定し又留置人を起訴し處罰する可きか否かを決定し個人の企業を規制する権限を有して來た。

5 小年部 東京に於ける日本人犯罪の五十八%を占める少年の取扱について報告は特に考慮を拂ひ少年保護部設置を勧奨してゐる。

6 都市警察 敷上の原則を採用するについての具體案は人口五萬、百萬、五百萬の都市を主として考へて作られたものだが、他の規模の都市にも適用し得るとされる。人口五萬の都市では費用のかゝる練習所を維持して行くことは出來ないが、之等の都市の警察官は他の大都市の練習所に送つて必要な訓練を受けることが出来る。

小都市に適用する場合考慮すべき事項として企畫團の提示する要件は警察署數、現在警察官數、その地方の犯罪の傾向、面積人口及其の構成内容、交通狀況等である。

7 改革の緩急 企畫團は其の勧告中に於て改革案は少し宛らすことを強調してゐる。差當り實施すべき暫定改革案なるも

に留學させ警察の修業をさせる「プラン」を提示してゐる。

設備に關する臨時措置として自動車、通信施設の如き余剰の軍用資材を警察隊の用に供する爲日本政府に賣却すべきことを勧告する。又地方警察行政に對する措置として大都市の街路名を改めて之を明示し番地を改めることを提示する。

11 非警察事務分離の意義 警察から非警察的職務を分離する爲には保健厚生及衛生等の事項を司る各分野の専門家を設置すべきである。警察官は傳染病と戰ひ、慈善を行ひ、衛生施設を設置する職務には向かないものである。更に警察から警察に關係のない事項を引きはなすこと殊に裁判的性質を有する事項を分離せしむる。之は警察の能率を揚げる計りでなく、警察權の濫用に依り公衆を統御することを防止する。

本報告は企畫團員の構成に依ること乍ら、主として「ニューヨーク」市警察の方法に基盤を置いたものである。但し其の他の警察制度をも知れる限り考慮した。本報告は之等の知識と團員が二ヶ月間に亘り東京を始め廣島、京都、大分、別府、神戸、福岡、金澤、小倉等の諸都市を視察した結果に基くものである。ヴァレンタインに協力したのは第二師團クイグレー中佐、ニューヨーク州警察ラファージ監察官、ニューヨーク市警察ギヤラハ、キング及ブレトン大尉等である。

## 第二 オランダー報告

(聯合國軍最高司令部涉外局)

々の改良をはからねばならぬ。

### 二 委員會報告の意義

さきにマッカーサー元帥は日本の地方警察調査並びにその改革案作成のため合衆國の州警察の専門家を招いた。オランダー部長の他に四人の委員からなる同委員會は爾來全般的調査を行ひこの程勧告案を完成し G 2 C I S 保安課長 H E プリアム大佐の許に提出したのである。本委員會の勧告並都市警察に關するヴァレンタインによる勧告は今保安課に於て検討中であり、日本警察改革の提案は目下作成中に屬するオランダー委員會報告中に提示された國家警察案は大都市については市長、市會の公選に伴ひ自治事務を自ら處理することを許す法案の制定があるのである。郡部及人口五萬未満の都市に適用さるべきものである。各道府縣の議會及長官の公選を採用した場合に對しては、同委員會は各道府縣が管内の警察活動を監督すると言ふ案を提示してゐる。委員會は日本に於ける警察改革は占領以來着々進歩の遺物たる帶劍をはづしアメリカと同様の警棒にすべしと

### 三 提案内容

1 委員會は市民が交番を通る時、脱帽其他卑下の態度を示すことは戰時警察の封建的遺物であると非難してゐる。又「過去の遺物」たる帶劍をはづしアメリカと同様の警棒にすべしと

四〇

「委員會地方警察の近代化による警察官の減員を勧告す」

地方警察企畫委員會はその報告に於て最高司令官に對し日本警察の地方分權を行つた場合都市警察の組織とは別箇に地方警察のため近代的國家警察を設置すべきことを勧告した旨本日發表された。委員會の委員長は最近歸米したミシガン州警察部長オスカーゴランダーである。

### 一 要旨

1 人員 委員會の報告によれば地方警察職務を遂行するには現在の人員よりも少い人員即ち約二八〇〇〇人を以て足ると言はれる。通信施設を改善し完全なる道路網を建設すれば、人口二、〇〇〇人に對し一人の警察官を以て職務を遂行するに足る。之に對し現在の配置人員は人口稀薄な地方に於て人口七八八人に對し一人、人口周密の地方に於て一、三六一人に對し一人の割合である。

2 地方警察の近代化 地方警察職務執行の方法を完全に近代化するため最新の科學の長所を探用し警察官の教養の爲教習所を設置し最新の通信輸送施設を設置し、最新の研究施設を設けなければならぬ。

3 警察の民衆化 警察の仕事はすべて民衆に奉仕することに集中し、日本の警察官は公衆との接渉關係に心を用ひるやうにならなければならぬ。

4 交通取締 又日本全國を通じ交通の安全をはかるため種

してゐる。

2 交通取締に關しては詳細な計畫を作成し特に一般歩行者、運轉者の教育を強調する。例へば安全交通學校、啓蒙宣傳、郡部地方の交通取締のための特別の部局の設置等。

3 五十ワット及二五〇ワットの同時送受信機を設備する電信所を五十ヶ所以上設け同時送受信用ラヂオ網を設備し、全郡部地方に亘る警察網の完全を期すべきものとする。

4 地方警察大學(ルーラル・ポリス・アカデミー)を設置し初任者の教養、現任者の再教養、科學的犯罪搜查、犯人の檢證、其他最新の警察科學技術の特別講習を行ふ。

5 新聞檢閱、消防、保健行政、災害救護、商社(ビジネスファーム)の認可等の余分の仕事は適正な警察事項とは言ひ難く他の機關に委譲すべきものである。

6 國家地方警察(ナショナル・ルーラル・ポリス)の長官は總理大臣が參議院の多數決による同意を経て任命する。

7 國家地方警察局は北海道、北部本州、中部本州、南部本州、四國、九州の六地區に支局を設け、各地區の長は總監(シユーバーインテンデント)とする。

8 國家地方警察局は官房部、警務部、刑事部に分ち各部長は夫々副長官をあてるものとする。その他法律顧問部及企畫調整部(オフィス・コオーディネーター)をおく。

9 官房部に五課をおく。即ち、會計、調度(補給)、營繕、人事、輸送の各課。

10 警務部は教養課、通信課、交通課、警務課に分つ。

教養課は國家警察大學(ナショナル・ポリス・アカデミー)を所管する。その初任教習所は年間の再教養講習の外、科學的犯罪搜査、犯人検證、寫真、安全交通、火災預防、放火の取調、其他の特別講習を行ふ之等の教習所は都市警察員にも開放する。都市警察と地方警察の情報交換、警察技術の交換は双方の能率を増加する所以であらう。

11 委員會は警察電信施設を設置する前に必ず合衆國の有能な電信技師に調査して貰ふやう強く主張してゐる。「これらの無線技師は、合衆國通信隊(ツグナル・コーン指揮の下に、日本遞信省と連繋をとつて活動するであらう」と報告書は附記してゐる。

12 交通課の中に三つの係、即ち技術係、教育係運轉者免許係を設置すべきである。

(イ) 學位を有する電氣技師、土木技師及交通技師が技術係に勤務する。彼等は道府縣市町村當局に對し交通燈、信號、安全地帶、車道の位置及施設、十字路、右側廻り道路、一方通行道路、袋路の統一的標識、徒步交通、速度制限、駐車地帯、駐車時間制限、ふち石標識、その他交通安全に関する附屬事項について助言を與へる。技術係は、又道路建設及び危險なカーブや横断路の改良について助言を與へる後日該係員は交通技術問題處理に關し、合衆國の人々と協議するため、合衆國に留學することを許されねばならない。

(ロ) 教育係は事故防止に關するあらゆる事項を精査し、ボスターや小冊子の如き安全教育資料を用意する。該係は新聞、ラヂオ放送、映畫、安全ポスター、パンフレットを用意することによつてすべての交通安全運動を企畫する。日本に於けるこの交通安全教育のプログラムは重大なものであらうと報告書は指摘し、超滿員の電車、列車、バスのドアや窓にぶらさがることの危険を公衆に呑みこますべきだと言ふ。國民の交通に對する關心が高まり交通法無視の危險を悟る迄、該係は違反事件の記録を編纂することを要する」と委員會は言ふ。

教育係は安全運動を指揮するため、六地區に派遣される公衆に交通安全問題を認識すべき今一つの有効な方法として凡ゆる學校に交通教育をとりいれるべきである。

(ハ) 運轉者免許係は合衆國に於けるこれと類似の部課と同様の機能を營む。該係は修得證(ラーナーズバーミッシュ)及び運轉免許證を完全なる試験を行つた後發行する。運轉免許證を發行するにあたつての要件、標準を規定する立法が必要である。

13 警務課は六地區の活動を指揮する本部である。警務課は全國の警察の活動に對して責任を負ふ。地區の監察を行ふ連絡官は警務課に勤務する。彼等は特別事件の處理及び地方警察(ルーラル・ポリス)によつて取扱はれた重要事件に關し、警務部

長に報告する。地區本部及警察總署(トループ・ヘッドクオータ)も又警務課の管轄下に置く。

14 刑事部には五課を置く。即ち、(一)犯罪搜査課(二)寫眞研究所(三)科學的犯罪搜査研究所(四)記錄課(五)鑑識課である。

15 (イ)犯罪搜査課は凡ゆるこの方面的權威者を以て陣容とする。

(ロ) 寫眞研究所は全國の研究所の設置及運營を取扱ふ。

(ハ) 科學的犯罪搜査研究所は化學研究所として警察問題に通じた専門家を用ふるべきである。研究所の化學試験、毒物分析、血液検査、微細化學検査、精液班、スペクトルによる器具電線植物等の分析、風微鏡、火單鑑別、抹殺、偽造變造の疑ある疑問文書の検査、複寫及記錄用の寫眞、エッキス線検査、ヘッドライトレンズの鑑別、金屬製品の複原爆彈爆發物の検査、鑄型及石膏型の検査、醫學検査等を行ふ施設人員を備へる。研究所は又總署及地區本部の刑事の科學的犯罪搜査の訓練に協力すべきものとする。

(ニ) 鑑識課では犯人又は容疑者として逮捕拘禁せられた者の寫眞、人相書、指紋その他の資料を蒐集編綴する。

當委員會は全政府職員の指紋を探ることを提議する。

16 人事課は警察官志願者及び警察官以外の文官の採用に關する事項を取扱ふ。地方警察官を採用するには試験を行ひ又採用資格を規定すべきである。警察官として採用される者は二十歳から三十歳迄の者に限る。身體上の資格規定も必要である。

人事課は又警察局職員の昇進を取扱ふ。委員會の見解としては昇進は競争試験を以て行ふべきものとしてゐる。

「他の條件にして同一なる限り、昇進は先任順によつて行ふべきである。」と言ふ。

人事課は又論功及び表彰を行ふ。このため顯著な功績のあつた各警察官に對する表彰制度を設くべきである。

17 不適任な警察官の解職制度を設ける。之は解職處分委員會の長の下に行ふ。このため各階級の警察官の解職處分を取扱ふ部局をおく。

18 國家地方警察の活動を規律する法規を定むべきである。この規定中には警察局の職員に關する命令、監督、懲罰、勤務方法に關することを含む。

この規定は國家地方警察の全機構に關する完全なる活動の基準たらしめ、一般警察官から長官に至る全警察官の勤務方法を規定すべきである。

19 現在の地方警察を詳細に検討し都市警察と比較して見る。國家地方警察力として二七、八六八名の警察官を置けば良いといふことになる。(譯註 次の合計は二七、八六九名となり一名の差を生ず)

▲國家警察本部——三三四名▲北海道地區——二三三七名▲北部本州地區——七、三一四▲中部本州地區——六、八四二名▲南部本州地區——六、三三八名▲四國地區——一、七二

八名▲九州地區——三、九八六名

なほ報告は各地區を通じて必要なる人員數だけの一般文官を置き得るものとして、その概數を計算してゐる。

20 又警察と一般との涉外問題を取扱ふ一課を設ける。一般との接觸を有効に利用して警察活動を振作しそれによつて現在とやうな不評より脱すべきものである。

21 特別交通安全計畫其他の計畫を實施するに當つて國家地方警察はラヂオ、新聞、パンフレット、講演及び實業家團體との特別の會合を通じてその關心を喚起すべきである。

22 委員會は又統一犯罪報告制度設置を主張する。之により國家警察組織に於ては相互に各地區の事件を容易に處理することが出来、且編綴を完全なものとすることが出来る。

23 警察の國家統制が廢止せられ道府縣自治制度が確立された場合は當委員會は日本政府が國家警察大學、科學的犯罪搜査研究所、中央鑑識局、全國警察通信組織を設くることを勧告する。これらの組織はすべての地方政府によりその警察官訓練のため利用せらるべきである。

24 道府縣によつては國家警察を通じて其の任務の遂行をする。即ちある地方政府では自身の警察を有せず警察任務遂行のためにカナダ王室騎馬警官隊と契約を結んでゐる。當委員會は日本に於てもかゝる方法のとられることを提案する。即ち道府縣はその警察任務遂行のため國家地方警察局と契約をなし得

四四

るものとする。

25 道府縣警察部の組織は國家地方警察局の縮圖たるべきであらう。府縣警察部は官房課、警務課、犯罪搜査課に分れ、部長が主宰する。

26 當委員會は警察官の士氣に就いては特別の注意を拂ひ、現在の低調なる道義的狀態に二つの救済方法を示唆するものである。即ち其の一は彼らの家族の扶養可能程度に俸給を上げることである。現在の低給料では多くの場合警察官をして收賄行為に向はしめるものである。他は、制服の改良である。都市警察官ら制服とは違つたものであるべきだがこれも亦警察官の道義心の低下を救済することとなる。

27 尚當委員會は、未成年犯人、浮浪者の取扱ひ及び婦人警察官(メトロン)の任命に關する改善を提言する。該當報告書作成に際しオランダ委員に協力したものは左の通りである。

ミシガン州警察部警察 大尉 ハロルド・F・マルバ  
聯合國軍最高司令部公安課 少佐 ウアレス・C・バウワー  
同 同 中尉 ゼイムス・F・ニーロン  
中尉 サヤマ・ケンジ

### 三 警察制度審議會諮詢事項

#### 及び答申書

警察制度改善に關し左の事項につき審議し意見を答申されたい

昭和二十一年十一月九日

内務大臣 大村 清一

#### 答申

審議の結果別項の通り答申する。

昭和二十一年十二月二十三日

内務大臣 大村清一殿

警察制度審議會委員長 大久保留次郎

#### 答申

第一 憲法及び地方制度の改正に伴ひ實施すべき警察制度の改革の根本方針を如何に定むべきかその要綱を示されたい

第二 警察の實際運營に於て改善すべき要點は何か及びその改善の方法は如何にすべきか、その要綱を示されたい。

第三 警察官の採用資格、待遇及び教養等は如何に改善したらよいか、その要綱を示されたい。

第四 消防制度を改善し、その機能を強化するには如何なる方法をとるべきか、その要綱を示されたい。

#### 答申書

この審議會に諮詢された警察制度の改革に關し、調査

之を行うこととし、取敢々大都市に止めること。

五 道府縣警察と大都市警察とは對等とすること。

國家に留保する警察事務としては概ね左の事項を法律で定めること。

(一) 警察活動の調整連絡に關する事項

1 各警察機關相互の共助、應援、連絡に關する事項

2 基幹的な教養、鑑識、通信施設の維持管理に關する事項

3 警察情報の蒐集に關する事項

(二) 自治體の警察の協力に依つて國家の警察が執行する事項

1 警衛、重要な警備に關する事項

2 國際犯罪、國家に對する犯罪、特殊の金融犯罪及び重要な中央統制法令違反等重要犯罪の取締に關する事項

3 其の他重要な國家治安に關する事項

(三) 自治體の警察が主體となつて行うが必要に依つて國家の警察が應接して執行する事項

1 密航取締、移動警察、主要公道の警羅等に關する事項

2 重要特異犯罪の取締及警備に關する事項

七 國家の警察機關として中央に中央警察廳(假稱)及び全國を敷地區に分けて、各地區に地方警察廳(假稱)を設ける事項

四六

こと。

八 國家の警察と自治體の警察とは國家の施設の共用、人事、豫算等で相互に密接な連絡を保つこと、國家は自治體の警察の警察執行について法律に定めた必要最少限度の監督權限を持つこと。

九 首都の特殊性に鑑みて東京都の警察執行機關として中央警察廳直轄の警視廳を置くこと。

一〇 自治體の警察部長は自治體で任免すべきものであるが、警視廳の一體性と中立性を保障するためその任免は中央に詮衡委員會を設け委員會の詮衡を経ることを要することとする。

一一 前號の事項の法制化に當つては左の事項を法律で定めること。

一二 警察官の制服、裝備、給與についての統一的基準を定めること。

一二 1 警察官の制服、裝備、給與についての統一的基準を講ずること。

二 2 自治體の警察に對する國庫費補助等、財政的措置を講ずること。

三 3 自治體の警察官は犯罪の檢舉等の場合必要あるときは所屬地域以外での職務執行が出来るようにすることとする。

諮詢第二

一 警察の實際運營に於て改善すべき重點は何か、及びその改善の方法は如何にすべきか、その要綱を示されたい。

七 議問第三

を確立するよう待遇を根本的に検討して改善すること。

警察官には其の職務の性質上居住地區を制限し住宅を供與すること。

四 勤務、待遇等についてその警察官の意志を表明する機關を設けると共に警察官の勤務待遇等についての施策は社會情勢の變化に應じて時機を失わず措置すること。

五 警察官の素質向上のため教養の制度、施設を整備して良識あり、信賴し得る國民の警察官たらしめることを目指して教養の徹底を期すること。

六 都市部の警察には婦人に擔當させることが適當な職務を執行させるために必要な數の婦人警察官を置くこと。

七 警察精神を鍛磨し警察紀律を嚴正にし信實必罰を實行すると共に殉職者に對する慰労と功績者に對する社會的榮譽をあつくして綱紀の振作志氣の昂揚をはかること。

〔答申〕  
一 警察官の職務の執行を公正にするため、適正な身分保障の制度を確立すると共に警察官は直接又は間接に政治團體に關係することを得ないものとする。

身分保障の適正を期すため中央及地方に身分保障委員會を設け民主的に選任された委員を參加せしめること。

二 警察に優秀な人材を採用するため待遇改善と併せて社會的地位の向上、國民の警察に對する理解と關心を深めさせることと警察官の採用資格は概ね中等學校卒業程度とし廣く良識ある人材を吸收すること。

三 警察官の勤務と職責の特殊性に適合する特別の給與制度を設け民主的に選任された委員を參加せしめること。

〔答申〕  
一 警察制度改善に關し左の事項につき審議し意見を答申されたい。

昭和二十二年二月二十一日

内務大臣 植原悅二郎

警察制度審議會委員長 大久保留次郎殿

### 詰問項事

改正憲法施行に伴う警察制度の経過的措置は如何にすべきか、その要綱を示されたい。

### 答申書

詰問第五 この審議會に追加詰問された警察制度改革の経過的措置は如何にすべきか、その要綱を示されたい。

〔答申〕 改正憲法施行の期日を控え、今議會の會期は制約せられている現狀と現在の社會狀勢に鑑みて、當分の間、次のような経過的措置をとることが公共の安寧秩序の保持と、地方自治の圓満な發達のため適當であると認める。なお、さきに答申した警察制度の根本的改革についての意見は警察法として成るべく早機會に、遅くとも次の通常議會に提案されるよう、政府において努力されることを希望する。

道府縣に於ける警察行政の單位は、現狀のまゝ道府縣の區域によることとする。  
道府縣の警察行政は、當分の間公選された道府縣知事にこれを委任し、その警察事務に對する指揮監督並びに幹部の

任免については、警察行政の全國的統一を保持するため、中央政府において處理すること。

三二 警察廳は現狀のまゝとする。  
消防はなるべく早い機會に警察から分離させることとする。  
が、しばらくはなお從來の制度によること。

終

